

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	商工会議所法			法令の番号	昭和28年法律第143号				
手続名	特定商工業者に対する負担金の賦課の許可			根拠条項	第12条第1項				
審査基準	<p>特定商工業者に対する負担金の賦課の許可の基準は、次のとおりである。                  なお、商工会議所法施行令第7条により、下記の経済産業大臣の権限は、知事に委任されている。</p> <p>法第12条</p> <p>1 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。</p> <p>2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。</p> <p>商工会議所法施行令第4条</p> <p>経済産業大臣は、法第12条第1項の許可の申請が左の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最小限度の経費の額をこえないこと。</p> <p>二 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の法第7条第2項第1号に規定する従業員の数又は同項第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額（その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数のすべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額）を基準として特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。</p> <p>三 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のもは、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額（以下「平均負担額」という。）の一倍半の額をこえず、その最低のもは、平均負担額の半額を下回らないこと。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	14日	目次
						標準経由期間	日	NO	